

## 令和元年台風第 19 号の被災者で長野県後期高齢者医療に加入の皆様へ 被災後に病院・薬局等に支払った自己負担額を還付します

後期高齢者医療の被保険者の方で、令和元年 10 月 12 日以降に病院・薬局等の医療機関を受診し、自己負担額（一部負担金）を支払われた方は、申請により、支払った金額を還付します。還付の対象となるのは、令和元年台風第 19 号の被災者で、下記の①から⑤のいずれかに該当する方です。

### 【自己負担額が免除となる方】

- ① 住家が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の被災をされた方（罹災証明書による）
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

上記【一部負担金免除となる方】の②、③、④、⑤に該当する方の申請については、市役所高齢者活躍支援課までお問い合わせください。

### 【還付の対象となる医療費】

- ・令和元年 10 月 12 日以降に受診した医療費で医療機関等に支払った一部負担金
- ※ 免除事由に該当されていることが確認できない場合は、還付の取り扱いができません。
- ※ 福祉医療を受給されている方で、後期高齢者医療から還付を受ける一部負担金を福祉医療でも支給された場合は、後日、福祉医療費の返還が必要になります。

### 【還付の対象とならないもの】

- ・入院時の食事療養費、生活療養に係る標準負担額、柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術に係る一部負担金及びコルセットなどの補装具代、その他保険診療外の費用（差額ベット代等）

### 【申請書作成に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証または身分証明書 ・印鑑（認印）
- ・医療機関等の領収書（写し可） ・通帳等（振込先がわかるもの）
- ※ 領収書が見当たらず、医療機関でも領収書等の再発行が難しい場合は、別途「受診医療機関明細書（様式第 6 号）」を提出してください。（申請内容の確認が取れれば、還付が受けられます。）
- ※ 保険料の減免申請をされていない方は、併せて申請をしてください。

### 【還付の時期】

- ・還付申請受付後、令和 2 年 1 月下旬から順次還付をします。

### 【受付場所】

- ・長野市役所高齢者活躍支援課（第二庁舎 1 階）及び各支所（長沼支所を除く）

○お問い合わせ **長野市保健福祉部高齢者活躍支援課高齢者医療担当**  
電話 026-224-8767（直通） F A X 026-224-5126